

平成 28 年度 地域ケアプラザ事業報告書

1 施設名

奈良地域ケアプラザ

2 事業報告概要

地域の現状と課題について

(高齢者) 独居や夫婦のみの高齢者世帯は変わらず多く、奈良町の高齢化率は 33% 超えた。日常生活面における金銭管理(例えば、光熱水費を初めとする支払や通販の過購入等)、健康管理(通院できない・しない問題、服薬管理不能、アルコール過剰摂取等)、情報の収集の不能、移動手段確保困難等様々な課題を日常的に抱えている。家族との連絡も取りにくいことが多く、緊急事態に家族の同意を取り付けることが難しい場面の増加が容易に想像できる。また、UR の事業戦略により、高齢(独居)の住民が奈良北団地に集められている現状に、危惧を覚えつつ、この間働きかけを行ってきた結果として、高齢者把握のための行事が企画されるようになった。具体的な救急対応他ではなんとかできる範囲でしのいでいるのが現状で変わりはない。

(障害者) 精神疾患を抱える生きづらい人々に対して、世間の注目が集まってしまい、生き辛い時代がかわらぬに見えた。当事者も隣近所との関係の形成が難しいため、誤解を生じ、仮に努力してその誤解を解こうとしても、結果は双方及び周辺住民にとって必ずしも好ましいものにならないことがあるということを理解した上で、支援は長期戦と構えてきた。地域ケア会議や面談等を通して、双方に正しい情報と知識・コミュニケーション技術を伝え、専門家を介する努力を継続してきた。

また、経済的に豊かで教育熱心な家庭で成長した地域の子どもたちが、成人して以降、様々なきっかけにより家庭にひきこもっているという事実(いわゆる 8050 問題)は引き続き明らかになっている。親が介護保険を利用するようになり、関係者が家庭に入る機会が増えたことで把握されるのであるが、この件に対しての対応は難しく、場合によっては、親に対する暴力という形が現れる可能性がある。関係諸機関と連絡・連携をとり支援を継続していることである。

知的障害者支援については、併設する青葉メゾンと連携をとり、地域での課題等に対応していく。

(子ども・母親) 育児に漠然とした不安を抱えている母親は変わらずに多い。ソーシャルメディアが発達した中で、母親同士の関係の維持に不安や疲労を覚えている母親もいる。何があってもすぐに不安と結びつく若い母親たちに「大丈夫だよ」という声掛けを大切に続けてきた。一人でも多くの母親とその子たちに出会い、それぞれの存在を肯定し合える関係づくりに事業を役立てるため、そして 20 年後、30 年後の安定した地域づくりの礎にするため関わりを継続してきた。育児休業を終えて企業社会に戻る母親たちの不安を見て取る場面もあり、今後は何らかの事業を考える又は、適切な情報を提供する努力を行いたい。

(地域づくり) 地域の諸活動に参加するいわゆる地域の担い手育成の問題は大きい。地域づくりのための意見交換会に小学校の PTA が積極的に参加する一方で、定年退職後の特に男性の地域活動への関心が弱く、地域行事への参加も少ないことは変わらなかった。いわゆる個人主義の中で生活をしてきた世代には、地域というつながりに関心を持つことは難しいようである。多くの同世代の中で自己の存在をアピールして生きてきた世代にとって、地域に関心を向けるためには、個々に活躍できる場を設けていくことが必要と考えたが地域にその場を見つけ、また作り出すことは難しく出来上がるところまでは行っていない。対話の継続が必要である。また、地域において、空

き家問題をどうするか検討をという声は聞かれるが具体的な動きにはなっていない。会議等で行政に現状を伝えることのみ行ってきた。

これまで同様、行政・福祉保健団体と日頃から連携に努めてきたが、やはり情報交換が十分にできなかつたと感じている。行政の支援者としての当事者意識と、ケアプラザ職員の支援者としての当事者意識の間には埋められない溝があると感じてきた。お互いの機関がオーバーラップして機能するべきところ、極力オーバーラップをしないで行きたいという考えがあるようである。支援の中にエアポケットができていない状態は変わりがない。さらに福祉保健団体の担い手の高齢化、人数不足などの問題は一朝一夕に解決できるものではなく、特にボランティア意識の希薄さは今後数年にわたって課題となって続いていくように思う。自ら動く、必要な情報がよってくるという法則のようなものが伝わるようにしてなるとよいと考えている。

時代の進行に伴う家族の解体は、いよいよ極まってきた。一方で、国は、家族の再構築を求めるかのような在宅政策をとり、不可能を可能にするよう国民と介護現場に引き続き強いてきた。行き着く先は明らかであるのに見ないふりをするのはできない。これまでの地域の在り方をなぞるだけではなく、新しいケアプラザとしてのあり方を模索してきたが、引き続き研修・研究等を通し探していきたいと考える。乳児から高齢者までを支援する地域ケアプラザとして、市民の困難に寄り添っていくためにも、関係各機関との連携・信頼の構築並びに個人情報の適切な保護を行い、支援が難しくなっている中、地域（人々）に対し、迅速かつ適当な支援を行うよう努めてきた。

これまで行われてきた広報活動も地道に繰り返してきた。一方、広がり期待できない取り組みの選択を行った。さらに時代背景を考慮した新しい取り組みのため情報を集め、検討を加えてきた。地域に対して、共感を呼び起こすために次年度も継続して活動を行ってゆきたい。

3 施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

設備管理委託業者と年間保守点検計画に基づき、定期点検と不良箇所の整備・改善を行った。施設設備において業務上支障がある場合、職員から依頼された修理・修繕依頼書により早期の改善を図り、利用者が安心して活用できる環境をめざしてきた。日常清掃・定期清掃については掃除業者に委託し、不足部分については各部署の職員が実施し、また、消耗品等については不足が生じないように点検日を設け、点検・補充を行ってゆくようにしてきた。建物全体を見渡した時、一定の規模の修繕を行う時期に来ており、青葉メゾンと共に外壁を含めた大規模修繕に着工した。完了予定は次年度末である。

イ 効率的な運営への取組について

事業毎の会議を定期的に行い、スピードのある対応を大切にしてゆく一方、具体的な個々の支援に関しては、効率性を求めてはならない業務であるため、多少時間がかかろうとも、コツコツと地道に懲りない支援を心がけてきた。これまで通り、デイサービス、地域交流、居宅介護支援、包括支援センターの4部門がお互いに各々の運営について情報を共有し、特に地域の問題や利用者支援については、重複は恐れず、欠落が無いようお互いに支えるしくみづくりを継続してきた。

職員体制については、ここ数年欠員なく業務を行なっている。引き続き仕事に対する充足感を職員個々が持てるよう業務・体制に配慮しつつ、サービスの質の向上を図るよう努めてきた。

ウ 苦情受付体制について

受け付け体制については、これまで同様である。体制が整っていても、いざ、苦情解決の実行に移せないようでは困ったものであると考える。

苦情に対しての最善の解決はすぐに動く・対応することである。苦情受付担当者・解決責任者を明記した案内の掲示や、重要事項説明書の説明と交付に際し、苦情受付について周知をするのは当然であるが、説明ばかりに力点を置いている結果として、実際の苦情解決に向けた動きが全市的に鈍っているように思う。結果、築き上げてきた信頼関係を崩すのは容易く、再構築は大きな困難を伴うことの実例ばかりになっていることを肝に銘じ、即座の対応を心がけてゆきたい。また、利用者アンケートの実施や意見箱により、相談や苦情が気軽に言える環境を整え、いただいたご意見については会議等の場において情報を共有、課題の整理を行い広報等による回答を行ってゆく努力を行う。結果として、苦情は1件であり、その苦情についても早期に対応する姿勢を示すことにより理解を売ることができたと考える。

クレームは、よい関わり・支援への肥やしであることを心にとどめ、事業所全体で苦情案件を常に意識し、後にまわすことなく積極的に取り組んできた。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

防犯については遅番が巡回し、施錠の確認を行ってきた。職員室に警備機械を設置。施錠後、侵入者があれば、警備会社が駆けつけることになっているが年度内の発砲はなかった。

防災については、当法人の「防災マニュアル」に基づき、災害時特別避難場所として備蓄物資の在庫管理と補充を行ない、年間計画に基づき防災訓練と防災教育を実施してきた。

防災訓練では施設の利用者を含めた防災訓練計画を立案・実施し、地域の方々への周知と組織的な動きがとれるよう努めてきた。また、地域の「奈良小学校地域防災拠点運営委員会」に参加し、知識の向上と地域の安全対策に協力した。

介護保険が施行され、責任の存在が分散化され、より曖昧になってゆく中、東日本大震災・熊本大地震の体験をもとに、利用者の安全の確保・安否確認、職員の参集方法等の検討を継続して行きたいと考えている。

オ 事故防止への取組について

リスクマネジメントについては、定期的に会議、回覧等で、ヒヤリハット・事故報告の事例を報告し合い、組織全体として事故防止に取り組んでいることの確認を行ってきた。また、組織全体の情報の共有化と教育システムの整備を継続して行ってきた。職員会議、各部門の会議、始業・終業時の打合せ等を通して、利用者に対する対応・車両事故の防止（安全運転の励行）・給食、衛生管理等の充実・事務ミスの防止等について、より具体的事例を提示しながら周知し、業務のマニュアル、事故発生時の対処マニュアルの確認を継続することもできたと考える。また、事故発生時には速やかに対処し、利用者・職員の安全確保を最優先に、またすぐ行動することを第一に事態の收拾にあたってきた。これは、結果として関係者との信頼関係を維持する最善の策と考える。対応後には、事故報告書を作成し、上記のとおり会議等において周知、再発防止に努めてきた。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

職員及び委託業者との「個人情報保護に関する契約書」を取り交わし、福祉業務に携わる者の基本原則であり、職業倫理として当然の個人情報の保護を認識し、研修等を通してその徹底を図ってきた。

個人ファイルの管理に関しては施錠可能な棚にて管理し、鍵の管理に関しても管理者が適切に管理している。個人情報に記載されている書類や記録媒体は自宅への持ち帰りを禁止し、やむを得ない理由で外部に持ち出す場合には、管理者の許可を得た上で適切な取り扱いを行うことになっているが、今年度はなかった。個人情報を送付する場合は郵送を基本とするが、FAXを使用する場合はマスキングや二重チェック等を行い相手への到達を確認することも忘れずに行った。

他事業所（指定管理以外の介護保険事業所）からの個人情報の対応について不足・課題がある場合には、きちんとした対応を求め、業界全体の意識の底上げに役所とともに取り組んできた。

キ 情報公開への取組について

法人新聞（広報誌）の発行により事業内容などを引き続き公開してきた。また、ホームページによる事業内容の公開を行い、広報誌の定期発刊や運営協議会、地域での集まり等さまざまな機会をとらえて、複合施設としての事業や方針等を情報として公開してきた。一方、社会福祉協議会、横浜市健康福祉局の設置によるインターネットを利用したの情報公開に積極的に呼応し、当ケアプラザの情報公開を推進してきた。社会福祉法の改正も視野に入れ、取り組みを進めていきたいと考えている。

ク 人権啓発への取組について

地域に対する人権啓発を行うためにはまず、それを実施する地域ケアプラザの職員が、職場内においてお互いに関心を持ち、お互いを思いやるやさしさのあることが前提である。どのような取り組みを行っても働きかけの当事者であるケアプラザの職員がやさしさを持ちあえなければすべてが無に帰するということを前提に人権意識を確立するための関わりをおこなってきた。自らの職場における実践の繰り返しとそれに対する評価を行う中で、少なくともプラザを利用する地域住民への人権意識のきっかけを与えることはできてきたと考える。人権問題は、人の人に対する優しさの欠如と無知から生まれるとのスタンスに立ち、優しいかわりの実践と地域住民との対話を1年間継続してきたつもりであるが、まだまだ不十分であると考えている。

ケ 環境等への配慮及び取組について

事業用大規模建築物として、廃棄物処理・給食業務委託業者と連携し、横浜市のルールに基づきごみの減量化、資源化を進める努力を継続してきた。また、雨水利用・大気汚染等環境保全を推進し、施設管理研修で得た情報を基に、当施設の省エネルギー対策に継続的に取り組んだ。ガス、電気のコスト削減と大気汚染に配慮しながら、緑の推進団体（横浜市緑の協会）の協力を得て、周辺地域の方々や障害部門の保護者の方々と協働で計画道路や駐車場、敷地内の花壇の整備に努めている。

植栽については定期的に業者に剪定を依頼し、病気になったり、枯れたりした樹木の植え替えを定期的に行い、施設周辺的美観保持に努めてきた。

4 介護保険事業

(1) 介護予防支援事業

《職員体制》

管理者 保健師	常勤兼務	1名
社会福祉士	常勤職員	1名
主任ケアマネージャー	常勤職員	1名
介護予防プランナー	常勤職員	1名（28年12月まで）
	非常勤職員	2名

《目標》

予防支援業務の依頼の際、迅速に契約を行い、サービス利用までスムーズに繋がられるように努める。

また、自立支援の視点によりアセスメントを実施し、介護予防プランの作成を行う。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

包括的支援業務の3職種とプランナーで毎月ミーティングを行っている。情報共有の必要がある個別ケースや困難ケース等の報告を実施し内容の把握を行った。また、新制度の内容について報告、研修を行いスキルアップに努めてきた。

生活支援コーディネーターも参加し、インフォーマルサービスの状況など情報交換を行った。

《利用者実績》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
139	144	146	146	149	151
10月	11月	12月	1月	2月	3月
149	153	147	151	150	152

(2) 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者（主任介護支援専門員）： 常勤兼務 1名
介護支援専門員： 常勤職員 3名

《目標》

各利用者の心身の状態及び生活環境に留意したサービス計画の作成に心がけ、利用者及び利用者家族への説明・同意を得た上で、総合的なサポートができるよう努める。とりわけ介護支援専門員は、特段の専門性と職業倫理が強く求められる職種であることから現任研修や地域連絡会等による情報交換や研修に積極的に参加させ、より専門性の高い支援及び公平・公正なサービスが提供できるよう知識・技術の向上に努める。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●無し

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域の多様なニーズにお答えできるよう十分な職員を配置し、迅速かつスムーズなサービス提供に努める。また、適切なサービス提供が行えるよう、積極的に各種研修に参加し、職員の資質向上に努める。

《利用者実績》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
118	118	123	123	123	127
10月	11月	12月	1月	2月	3月
127	128	130	127	127	128

(3) 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 生活指導、健康状態の確認、送迎、入浴、給食
- 介護サービス、趣味活動、レクリエーション、口腔機能向上（選択）

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要介護1） 658円
 - （要介護2） 773円
 - （要介護3） 888円
 - （要介護4） 1,003円
 - （要介護5） 1,118円
- 入浴介助加算 54円
- 口腔機能向上加算 162円
- 食費負担 750円（1食）
- 事業実施地域以外の交通費 片道5km未満 500円、5km以上 1,000円

《事業実施日数》 週5日

《提供時間》 10:00 ~ 15:30

《職員体制》

- 管理者：1名（常勤） 生活相談員：3名（常勤兼務3名）
- 看護職員：2名（常勤兼務2名）
- 機能訓練指導員2名（看護師兼務2名）
- 介護職員：9名（常勤兼務3名、常勤1名 非常勤5名）
- 歯科衛生士：1名（非常勤1名） 運転職員：2名（非常勤2名）

《目標》

利用者の心身の状況把握に努め、適切な介護計画書を作成する。また、多彩なレクリエーション・趣味活動を取り入れ、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者に楽しさと安らぎを与えつつ、心身の機能の維持をはかります。同時に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

《その他》

地域の講師を招聘し、「書道」、「絵画」、「折り紙」、「生け花」、「フラワーアレンジメント」「音楽リハビリ」など多彩なプログラムの提供に努める。また、「お花見」、「新年・忘年会」など季節に応じた行事や企画を取り入れ、利用者に楽しく過ごしていただけるサービス作りに努める。

《利用者実績（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
551	553	547	534	522	509
10月	11月	12月	1月	2月	3月
482	454	442	438	453	520

(4) 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 生活指導、健康状態の確認、送迎、入浴、給食
- 介護サービス、趣味活動、レクリエーション
- 口腔機能向上の選択サービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - (要支援1) 1, 864円
 - (要支援2) 3, 819円
- 食費負担 750円
- 口腔機能向上加算 162円
- 事業実施地域以外の交通費 片道5km未満 500円、5km以上 1,000円

《事業実施日数》 週5日

《提供時間》 10:00 ~ 15:30

《職員体制》

- 管理者：1名（常勤） 生活相談員：3名（常勤兼務3名）
- 看護職員：2名（常勤兼務2名）
- 機能訓練指導員2名（看護師兼務2名）
- 介護職員：9名（常勤兼務3名、常勤1名、非常勤兼務5名）
- 歯科衛生士：1名（非常勤1名） 運転職員：2名（非常勤2名）

《目標》

利用者の心身の状況把握に努め、適切な介護計画書を作成する。また、それに基づき、運動機能向上、口腔機能向上及集団的レクリエーションを提供する。これにより、利用者の生活機能、身体機能の維持・改善を図り、住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう支援してゆく。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

口腔機能向上のサービスの指定を受け、利用者の選択によりサービスの提供を行っている。また、上記サービス以外に入浴・趣味活動・レクリエーション等のサービス提供を行い、利用者のニーズに合ったサービスの提供に努めている。

《利用者実績（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
47	48	56	47	45	47
10月	11月	12月	1月	2月	3月
45	66	52	57	57	74

5 地域ケアプラザ

ア 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

高齢者や独居世帯、また経済的困窮者や精神疾患等が増えており、相談内容も高齢・障害・子育て等多岐にわたり、かつ多問題を抱えたケースが増えている。定期的な収入があるにもかかわらず支出が多くなり金銭的に身動きができない状態や昔の生活が忘れられず借金を続ける独居者への支援は、権利関係の問題も絡むことから法律の専門家を絡める必要があった。住民が住みなれた地域で安心して生活ができるようにというものの、地方からの呼び寄せによる奈良北団地の高齢者増加に対しては、不安が強いのも当然で、まずその不安を取り除くことから支援を行っている状況である。医療・福祉・行政等の関係機関との連携を適切に図ることがその後の課題となるのは明白である。地域の民生委員や医療機関・商店街等との顔の見える関係づくりの推進の結果として、淋しく不安な高齢者の早期発見につながったこともある。今後も継続的な支援に努めるようにしていく。

子育て支援における相談では、おさんぽ広場やベビーマッサージ等の事業において民生・児童委員や保育の専門家に参加して頂き、活動の中で相談を受けてきた。また、必要に応じて専門機関であるラフルや区職員による相談に繋げていくことを考えたがいずれの期間とも隔たりを感じた1年であった。

障害児者支援においては、障害者施設併設の利点を生かし、必要に応じて相談機関への連絡調整が出来る環境を整えてきた。

イ 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携(生活支援体制整備事業も含む)

年度後半に定期的に4職種会議を開催、地域アセスメント、情報共有及び地域支援に向けた事業等について打合せ展開を図ってきた。今年度においては、新たな地域資源として認知症カフェを開催してきたが、確実に大切な地域支援になったと考えている。

地域包括で毎年行なっている商店街まわりを、包括と地域交流と共催で行ない、ケアプラザのイベントチラシを置かせてもらう協力依頼を行ってきた。その際にまわった商店から情報提供を受け、それにより支援につながったケースもみられた。

ウ 職員体制・育成

将来にわたって、地域包括支援センターの職員体制に欠員が生じないように、資格取得を計画的に行うべく外部研修を利用してきた。

必須の職員研修に限らず、専門性の向上にむけて、虐待防止、地域ケア等幅広い研修に取り組み、支援者としての幅を広げる機会の設定を行い、知る機会を設けてきた。

エ 地域福祉のネットワーク構築

地域包括では毎月、奈良、奈良北民児協定例会等に参加して情報交換や連携について話し合いをし、共同事業を行ってきた。

青葉メゾン・奈良地域ケアプラザ祭りでは近隣自治会主催の「はらっぱ祭り」、緑協和病院主催「緑協和秋祭り」との同時開催を実現し、地域と医療と福祉との連携を深めることができた。

オ 区行政との協働

新たな事業として創設された生活支援体制整備事業では、区役所及び区社協、他関係機関とも連携し、既存の支援ニーズ・社会資源の整理、課題の分析等を行い、地域活動の支援、資源開発を行っていく予定であったが、満足のいく取組が行えなかった。また、地区別推進会議、地区別チーム会議等に参画し、第3期福祉保健計画の推進を支援してきた。

6 地域活動交流部門

ア 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地区社協や民児協などの会合に参加させていただきながら、その地域の住民の困りごとやニーズの把握に努めた。また、各種催し物に参加させていただくことで、触れ合うことのなかった人たちとの交流の機会になり、ケアプラザの存在や機能を周知することができた。

インターネットを活用し、ブログや法人のホームページで事業の掲載、地域向けの区民サイトや紙媒体での事業周知を行っている。特別企画はもとより定期事業も継続して周知し、ケアプラザ内での宣伝や各地域の掲示板に掲載させていただき広く周知活動を行っている。また、各自治会の協力を得て回覧による周知も行っている。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

ケアプラザから自主化した事業は、定期的な活動ができるよう日程調整や活動の周知、新規受入の窓口などの後方支援を実施している。

また、福祉保健活動（ボランティア活動）に困っている団体には適宜声掛けをし、地域交流事業やデイサービス等での活動を勧めている。利用団体の顔の見える関係を築き、相互に情報提供ができる環境作りやそれぞれの活動の展開になるよう交流会を実施。その際にも上記記載の福祉保健活動の内容を紹介している。

ウ 自主企画事業

新しく定期事業を始めることはなかったが、取り組んだことのない内容や世代交流を目的とした単発の企画は多く実施した。

人間同様にペットも高齢化に伴い介護が必要になる、バレンタインは世代関係なく季節感を味わえる、等々の一般家庭の目線を保ち、事業の展開に繋げた。そういった取り組みの中で“近くに住んでいたが初めてケアプラザに来た”という方々に触れ合うことができた。また、小学生が毎年宿題として出される書初めを行える環境を作り、後方支援として活動している団体と地域の小学生との交流を図ることができた。

エ ボランティアの育成及びコーディネート

認知症カフェ「ここならカフェ」の開催にあたり、包括支援センターと協力し地域住民の方を対象にボランティア養成講座を開催し、認知症に関する知識を深めている。その後事業は継続して行っており、定期的にボランティアさんの目線や悩み・困りごとを受け止める機会を設けている。

鴨志田緑小学校5年生や奈良中学校2年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施。認知症への関心や知識を深め、地域に目を向ける機会にすることができた。

7 地域包括支援センター

(1) 総合相談・支援

ア 総合相談

日々の相談内容等をパソコンのデータ管理としてシステムの構築をしており、包括職員誰もがタイムリーに情報共有を図ることができ、それにより迅速かつ的確に対応をすることができている。

継続的な支援が必要なケースは、個別ケースファイルを作成し管理している。それにより状況経過の確認が容易となり、常時フォローできる体制を整えることで適宜支援を行うことができている。

介護保険のみならず、クライアントのニーズにあったインフォーマルサービスや行政サービス等の情報提供を行ったり、関係機関(地域のボランティアグループ、NPO法人、団地管理事務所、区社協、行政等)と連携を図りながら適切な支援ができるようにしている。

イ 地域包括支援ネットワークの構築

包括カンファレンスで、病院・在宅診療MSWや訪問看護、薬局等医療職種とケアマネジャーや通所介護・訪問介護、介護施設等が一堂に会し、地域課題となっている独居高齢者への対応への意見交換、早期発掘方法などを検討し、多職種連携関係構築を図る。

民生委員との連携として、エリア内2地区の民児協に参加、地域状況や個別ケースの情報共有を行っている。居宅介護支援事業所と民生委員を交えた地域ケア会議を開催する。

地域の商店、金融機関・医療機関・薬局訪問を行い、地域包括支援センターのオリジナルパンフレットを配布し役割の周知や地域情報の収集、連携・協力への働きかけを行った。

個別ケース・包括エリアの各地域ケア会議及びケースカンファレンスを開催。個別ケースを通して地域での見守りや情報交換等の協力関係や特に奈良北団地の地域課題は昨年より継続して確認し、改善・解決について検討することができた。

ウ 実態把握

人口統計や総合相談等のデータを基に、エリア全体および町名ごとの人口構成、属性・相談内容等を分析し、共通の日常生活課題を抽出することができている。また地域ケア会議等でその分析結果を提示することで、地域の特徴や地域課題等を参加者にも理解してもらうことができた。

地域の医療機関、薬局、商店街店舗等への訪問、自治会、老人会、民児協等の会合への参加、地域への出張講座等で地域に出向くこと等を通して、地域の活動状況やニーズ、個別ケース情報等を把握したり、地域の社会資源の情報収集等に繋げている。

(2) 権利擁護

ア 権利擁護

成年後見制度中級研修等に毎年積極的に参加し、新たな専門的知識を含めた知見の習得や制度の理解に努めている。また相談内容を見極めながら、行政・区社共等の関係機関と連携し、適切な支援ができるようにしている。

成年後見制度および消費者被害に関する講演会を毎年1回開催している。今年ではできるだけ多くの方々に参加して頂けるようテーマの切り口を変え「ハッピーセカンドライフのためのマネー術」「やさしい相続教室」として、身近に権利擁護を考える機会にしてもらうことができた。また青葉警察および横浜市消費生活総合センターの協力を得ながら詐欺・悪質商法についての講演会を地域に出向いて開催するなど、消費者被害の普及啓発に繋げることができた。

家裁申し立ての付き添いを何回か行ったり、法務局に同行する等の経験を基に、成年後見制度申し立ての手続きについて具体的な手順についてアドバイスを行うこと

ができています。また今年度も後見申し立てが必要なケースが数件あり、区社共、区生活支援課、高齢障害支援課等と情報共有を図りながら適切な支援ができるように努めることができました。

イ 高齢者虐待

昨年度は、区高齢者支援の地区担当との連携が上手くいかず、虐待および虐待の疑いのあるケースについてタイムリーなネットワークミーティングの開催等に繋がらなかったが、今年度は地区担当と連携を図ることができ、適宜ネットワークミーティング等を開催し、今後の支援の方向性や役割について共通の概念を持つことができました。

年6回、介護者のつどいを開催し、毎回オブザーバーとして訪問看護ステーションから参加してもらうなど、介護者への適切な助言等ができるようにした。また相談ケース等から参加の声かけを積極的に行ったり、居宅ケアマネジャーに参加の声かけを依頼することで、複数の参加者を集めることができ、当事者同士が話しやすい環境を整えることで、虐待防止および介護者軽減に繋げることができた。

ウ 認知症

認知症サポーター養成講座を6回開催。中学生については、昨年同様の依頼があり2年生の全クラスに対して開催した。薬局や老人会からの開催依頼もあり、認知症サポーター養成講座の理解が進んでいることを感じるとともに、様々な対象へ向けて認知症の普及啓発を行うことができた。

認知症を広く理解する場、認知症の人が楽しく過ごす場、閉じこもり防止として、6月に認知症カフェ『ここならカフェ』を開始した。月1回開催し、地域住民のボランティアと共に運営している。近隣住民の他、認知症本人や家族の参加もあり、毎回楽しく過ごしていただいている。また、認知症の人について地域住民や家族からの相談を受ける機会にもなっている。

認知症徘徊ケースについては、区のはいかい高齢者安心ネットワークの登録を支援する等、本人・家族へ介護等の助言・指導を行った。

(3) 介護予防マネジメント

ア 介護予防ケアマネジメント力

介護予防従事者研修は、近隣の3包括で合同企画した研修を行った。総合事業の説明や、地域のインフォーマル情報を交えて、プランについて検討していただいた。

総合事業の内容等、包括プランナーや予防プラン委託の居宅担当者へはミーティング時、相談がある時その都度対応し支援を行った。

事業対象者について研修の報告を行った。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ア 地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域のインフォーマルサービスの情報内容を随時更新し、地域住民、関係機関に情報提供できている。

民生委員や地域ボランティア団体、地区社協、ケアマネとの意見交換会の開催を継続した。高齢者虐待防止の勉強会を通じて信頼・協力関係の構築が推進できた。個別ケースでの関わりでもお互いの協力関係への認識を高めることができた。

地元商店、スーパーマーケット、コンビニ、金融機関等を随時訪問、包括支援センターの機能周知と介護保険制度への理解推進、連携協力の必要性の意識啓発を図った。

介護サービス事業所連絡会企画の「ねっとわーく青葉」地区別会議を包括カンファレンスとして共催。介護サービスの多職種間で“より良いケアのために”をテーマに意見交換を行い、連携関係を推進することができた。

認知症サポーター養成講座では、地域の中学校、薬局、老人会等へ開催への理解アプローチを行い、地域での認知症高齢と家族への見守り連携を推進できた。

イ 医療・介護の連携推進支援

エリア内の病院や在宅診療のMSW、青葉区在宅医療連携拠点、訪問看護、薬局とケアマネジャー間の連携構築を目的として、合同包括カンファレンスを開催した。医療機関の多職種間の理解を深め、連携構築を推進できた。

エリアの医療機関を訪問し、包括カンファレンス開催の趣旨説明と参加の依頼を行った。ケアマネジャーや介護職への理解と包括相談ケースや各ケアマネジャー担当ケースへの相談関係構築の推進を図ることができた。

青葉区在宅医療拠点・訪問看護連絡会・地域薬剤師に地域ケア会議等に助言者として参加依頼。奈良エリアの実情把握を図り、医療・介護専門職・地域住民とのネットワークを構築する一機関としての意識を確立できた。

ウ ケアマネジャー支援

研修や事業開催等の情報を持参し、エリアの居宅介護支援事業所を随時訪問。奈良エリアには単独ケアマネの事業所が3ヶ所あり、業務上困りごとはないか声掛けを行い、日頃から相談しやすい関係構築を図っている。

対応困難や多問題ケースについて、区役所の高齢支援や障害、生活支援の各担当者、医療機関と早期に随時情報共有・連携を図り、ケースカンファレンス等の開催を支援。利用者宅への同行訪問や病院でのカンファレンス同席などケアマネジャーへの協力支援を行った。

グループスーパービジョンによる事例検討会をエリア内で毎年開催し、ケアマネ業務のスキルアップを図るとともに、その過程で奈良エリア事業所のケアマネジャー同士の顔の見える関係構築を推進した。

合同包括カンファレンスでは、法テラス、生活困窮者自立支援制度などについて講師を迎え、研修をおこなう。介護予防支援にむけた研修は包括看護職より講義を開催、スキルアップを図る。

主マネ分科会主催の新任ケアマネ実習支援で、エリア内の新任ケアマネジャー2名を個別担当。アセスメント実施やケアプラン立案、サービス担当者会議開催等への助言を行い、施設見学の調整と同行を行った。

毎回ケアマネ連絡会に出席し、研修等でのグループワーク司会など運営に協力している。主マネ分科会として研修の企画を担当。スキルアップ支援を行った。

主マネ分科会主催ケアマネジャー勉強会や自主運営の勉強会で、グループスーパービジョンでの司会進行、助言等の支援を行った。

エ 多職種協働による地域包括支援ネットワーク

個別ケース地域ケア会議を4回、包括エリア地域ケア会議を2回開催した。

個別ケースでは、多問題を抱え、地域の関わりを必要とされるケースを選択し、連続して会議を開催した。地域住民、民生委員、自治会、管理事務所、介護サービス事業所関係者、青葉区在宅医療拠点・訪問看護連絡会看護職が、個別及び地域課題を共有し、地域での支援体制を構築することができた。

包括エリア地域ケア会議では、奈良北団地のエリアに限定した。個別ケース地域ケア会議で見えてきた課題と包括支援センターの総合相談を分析内容、団地管理事務所の相談内容報告、住民側からの課題等を団地に関わる多職種（ケアマネ、区事業企画、自治会、地区社協、民生委員、ボランティア団体）間で検討を進めた。

“青葉区介護保険事業者連絡会”“ねっとわーく青葉”地区別会議を包括カンファレンスとして共催、福祉ネットワークの構築を支援した。

(5) 介護予防事業

ア 介護予防事業

奈良北団地で元気づくりステーションとして立ち上げた団体については、自立した活動が継続できるよう、スクエアステップリーダー講習会を開催した。8名の参加があり、リーダーとして会の運営の中心になっている。

介護予防事業は7回の連続講座として行った。地域へ出向く『知っとく安心講話』としては2回開催しケアプラザの周知を行うとともに、認知症予防・ロコモ予防の普及啓発を行った。

地域のボランティア支援としてスリーA講習を昨年に引き続き行った。奈良エリアの参加者が多かったが、他の包括へも声をかけ住民などの参加があった。講習後それぞれの活動の中で取り入れていただくとともに、介護予防事業などで支援者として協力いただいている。

(6) 生活支援体制整備事業

ア 実施したこと

- ・ 民児協、地区社協、ふれあい見守り連絡会、等の地域会合に参加。情報共有を行うとともに体制整備事業の周知を行い、協力関係を築いている。
- ・ 地域アセスメントとして「青葉区地域活動団体リスト」を作成。ケアプラザに関わりのある団体を中心に地域の活動等のリスト化を実施した。
- ・ 認知症カフェ開催にあたり包括、地域交流と共にボランティア養成講座を実施。6月より「ここならカフェ」を開催し、地域のボランティアの協力も頂いている。
- ・ 日常生活に関する住民アンケート様式を作成。今後、アンケートの実施を予定している。
- ・ 包括・地域交流職員と共に協議体（地域ケア会議を兼ねる）の開催。地域の課題について整理・情報共有を行い、課題解決に向けた話を実施した。
- ・ 青葉区地域福祉保健計画にかかわる会議への参加。地区別推進会議や地域の福祉保健活動に参加し、計画の推進に努めている。

8 その他
